

京都市の神社仏閣における受動喫煙対策に関する 実態と課題：質問紙による全数調査を実施して

中 村 亜 紀¹⁾ 藤 田 ももこ²⁾
寺 岡 里 菜³⁾ 木 村 佑 来²⁾
三 好 希 帆²⁾ 野 下 結 衣⁴⁾
宮 脇 尚 志²⁾

- 1) 京都女子大学発達教育学部教育学科養護・福祉教育学専攻
- 2) 京都女子大学家政学部食物栄養学科
- 3) 京都女子大学家政学部生活福祉学科
- 4) 奈良教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職開発専攻

I. はじめに

タバコは世界の直面する最も深刻な公衆衛生上の脅威の1つである。WHOは毎年800万人以上が能動喫煙によって亡くなり、120万人が受動喫煙によって死亡していると指摘している。子どもだけでみると毎年65,000人が受動喫煙に関連する病気のために亡くなっているともしている。能動喫煙とは喫煙者本人がタバコの煙を吸い口から吸うことであり、受動喫煙とは喫煙者の口から吐き出された呼出煙及びタバコの点火部から立ち上る副流煙を非喫煙者が吸い込むことをいう。主流煙には発がん性があるといわれる化学物質が含まれており、副流煙に含まれている化学物質の成分もほぼ同様であるが、主流煙よりも副流煙の方が有害物質をより多く含む場合があることが指摘されている¹⁾。また、日本では2016年より販売が始まった新型の加熱式タバコについても、従来のタバコと同様に癌の発生に関与し、健康に有害であるとしている²⁾。

WHOの受動喫煙対策は、2005年発効の多面的なタバコ規制策と国際協力について定めた「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(Framework Convention on Tobacco Control: FCTC) 第8条で示されている。FCTCは縮

結国に対して、「屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるタバコの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置」を採ることを求めている。FCTC 履行に向けたガイドラインにおいては、副流煙からの暴露から身を守ることが出来る手段は、全面禁煙だけであること、事業者又は喫煙者に対し法的責任を課すこと、違反者には課徴金を科すべきであり、国の慣行や法制度によっては事業免許の停止といった最終的な制裁を与えることもあり得ることなど、厳しい喫煙規制の在り方を提唱している³⁾。

日本では、2020年4月改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙対策は一定の推進がみられた。しかしその対策は屋内での受動喫煙防止が強化された内容となっており、屋外の喫煙については、「周囲の状況に配慮」というあいまいな基準にとどまっている⁴⁾。

そのような中、自治体による先進的な例として、京都市では路上喫煙等による市民や観光客・市内への通勤通学者の身体や財産への被害を防止し、健康への影響を抑え、誰もが安心・安全で健康的な生活が確保できることを目的として、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例を制定し(2007年施行)、市内全域で屋外の公共の場所での路上喫煙を禁止している。特に人通りの多い地域が過料徴収地域(路上喫煙等禁止区域)に定められ、その地域で路上喫煙を行った場合には1,000円の過料が徴収される⁵⁾。そして、過料の処分・徴収などの事務、ならびに路上喫煙等の禁止等にかかる啓発活動、路上喫煙等禁止地域における指導を行うために、路上喫煙等監視指導員を置き、加えて路上喫煙等監視指導員の業務を支援するための路上喫煙等防止啓発推進員を置くといった体制を作っている⁶⁾。

京都市は国内外から多くの観光客が訪れる観光地である。本研究では、屋外における受動喫煙対策を行う京都市において、宗教施設であり、かつ国際的観光資源である京都市内の寺社仏閣を対象に、受動喫煙対策の実態の把握と受動喫煙対策の啓発に向けての参考となるデータを示すことを目的として、質問紙法による調査を行った。

京都市の神社仏閣における受動喫煙対策に関する実態と課題：質問紙による全数調査を実施して

Ⅱ. 方法

1. 対象

京都府宗教学法人名簿から、新興宗教及びキリスト教を省いた京都市内の神社仏閣1,736施設を対象とした。

2. 方法

行政において行われた受動喫煙に関する調査報告や先行研究を参考にし、独自で作成した質問票を、2019年8～9月にかけて郵送し、回収した。質問票の内容は以下である。

①「施設の属性」、②「施設の敷地面積」、③「施設の所在地（区）」、④「1日の訪問者数」、⑤「受動喫煙が健康に害を知っているか」、⑥「五輪開催国に求められる屋内禁煙に関する認知について」、⑦「施設の出入口付近にある喫煙場所は“出入口から極力離すべき”とする厚生労働省通知の認知について」、⑧「敷地内禁煙の状況」について、⑨「建物内禁煙の状況」について、⑩「喫煙場所の設置状況について」、⑪「タバコ産業からの灰皿等の提供の有無について」、⑫「加熱式タバコ（新型タバコ）への対応について」。

分析は、禁煙推進状況を施設敷地面積及び1日の訪問者数（多い時の概数）でクロス集計を行った。統計ソフトはIBM SPSS25.0を用いた。

3. 倫理的配慮

アンケートへの回答には個人や施設が特定される内容は求めず、回答者の意思でアンケートの返信を行うことを本研究への参加の同意を得たとみなす旨書面で説明を行った。また、本研究は京都女子大学臨床研究倫理審査委員会承認(30-24)を得て行った。

Ⅲ. 結果

1,736通の調査票送付中、503施設からの回答が得られ、回収率は30.0%であった。なお、送付先が無人施設等による受取人不在のための返却が68通（3.9%）あった。

1. 回答者属性

①「施設属性」の内訳は、寺院388施設（77.1%）、神社107施設（21.3%）、その他2施設（0.4%）、無回答6施設（1.2%）であった（図1）。②「施設の敷地面積」は1000m²未満131施設（26.0%）、3000m²未満96施設（19.1%）、5000m²未満33施設（6.6%）、5000m²以上66施設（13.1%）、無回答177施設（35.2%）であった。③「施設の所在地（区）」は、北区40施設、上京区47施設、左京区67施設、中京区32施設、東山区55施設、山科区22施設、下京区53施設、南区18施設、右京区85施設、西京区30施設、伏見区50施設、無回答4施設であった。④「1日の最大参拝者数（概数）」では10人未満58施設（11.1%）、100人未満215施設（42.7%）、1000人未満108施設（21.5%）、1000人以上34施設（34%）、無回答90施設（17.9%）であった（図2）。

2. 禁煙に関する情報の取得状況

⑤「受動喫煙が健康に害を知っているか」については、知っている486施設（96.6%）、知らなかった14施設（2.8%）、無回答3施設（0.6%）であった（図3）。⑥「五輪開催国に求められる屋内禁煙化に関する認知」については、理解している202施設（40.2%）、聞いたことがある172施設（34.2%）、知らなかった124施設（24.7%）、無回答5施設（1.0%）であった（図4）。⑦「施設の出入口付近にある喫煙場所は『出入口から極力離すべき』とする厚生労働省通知の認知」については、知っていた128施設（25.4%）、知らなかった367施設（73.0%）、無回答8施設（1.6%）であった（図5）。

3. 施設内禁煙の現状と禁煙化に向けての検討状況

⑧「敷地内禁煙の状況について」は、全面禁煙実施済み162施設（32.2%）、全面禁煙にすることを決定している3施設（0.6%）、検討中である37施設（7.4%）、検討したうえで喫煙所を残す91施設（18.1%）、検討していない・その他203施設（40.3%）、無回答7施設（1.4%）であった。検討していない・

京都市の神社仏閣における受動喫煙対策に関する実態と課題：質問紙による全数調査を実施して

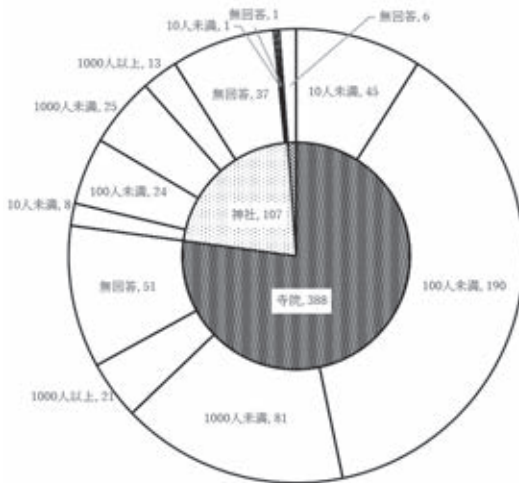


図1. 回答施設の属性と1日の最大参拝者数 (概数)

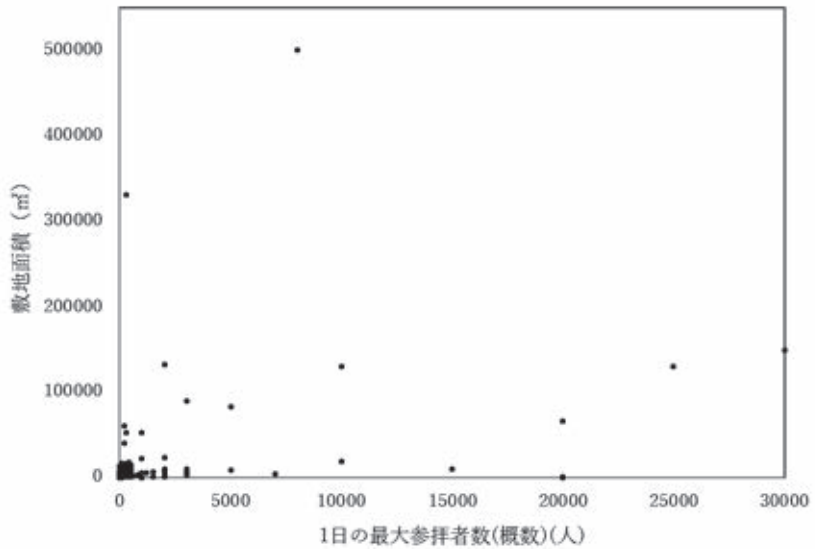


図2. 回答施設の敷地面積と1日の最大参拝者数 (概数)

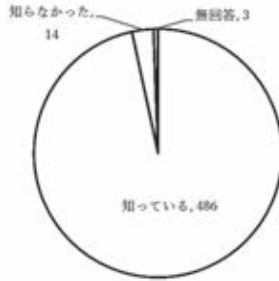


図 3. 受動喫煙が健康に影響することについて



図 4. オリンピック開催国に対する屋内全面禁煙化の要請について

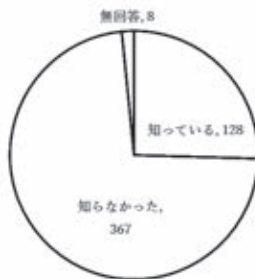


図 5. 施設出入口付近から喫煙場所を離すことについての厚生労働省通知について

京都市の神社仏閣における受動喫煙対策に関する実態と課題：質問紙による全数調査を実施してその他の回答の自由記載としては、施設関係者・利用者に喫煙を行うものがない、施設はたき火禁止区域となるため禁煙は当然であるという理由で、検討すべき対象のことでないというものが25件、禁煙としているものの、場所を定めず敷地内外での喫煙を黙認、または求めがある場合には灰皿等を提供しているというものが20件あった。⑨「建物内禁煙の状況について」は、室内禁煙実施済み239施設（47.5%）、室内禁煙にすることを決定している3施設（0.6%）、検討中である30施設（6.0%）、検討したうえで喫煙所を残す59施設（11.7%）、検討していない・その他159施設（31.6%）、無回答13施設（2.6%）であった。検討していない・その他の回答の自由記載では、喫煙者がいない11件、禁煙を示すようなことはしていないが自然と禁煙状態になっている5件、灰皿を置いていないため禁煙である3件、喫煙者には場所を指定して喫煙をさせている7件、人が入る建物がないため検討の対象とならない3件の記載があった。敷地内禁煙の状況と施設の1日最大訪問者数、屋内禁煙の状況と施設1日最大訪問者数については（図6）・（図7）に示す。

4. タバコ産業からの提供

⑩「タバコ産業からの灰皿等の提供の有無」については、提供を受けている15施設（3.0%）、受けていない360施設（71.6%）、無回答128施設（25.4%）であった（図8）。

5. 新型加熱式タバコへの対応

⑪「加熱式タバコへの対応」については、加熱式タバコに対する規定はない348施設（69.2%）、従来型紙巻きタバコと同様の規定を決めている75施設（14.9%）、紙巻きタバコと異なる規定を決めている4施設（0.8%）、無回答76（15.1%）であった。紙巻きタバコと異なる規定を決めていると回答したうち、具体的記載があったものでは、紛らわしい行為となり誘発のきっかけになるため認めたくない1件、加熱式タバコは建物内での喫煙を可とする1件があった（図9）。

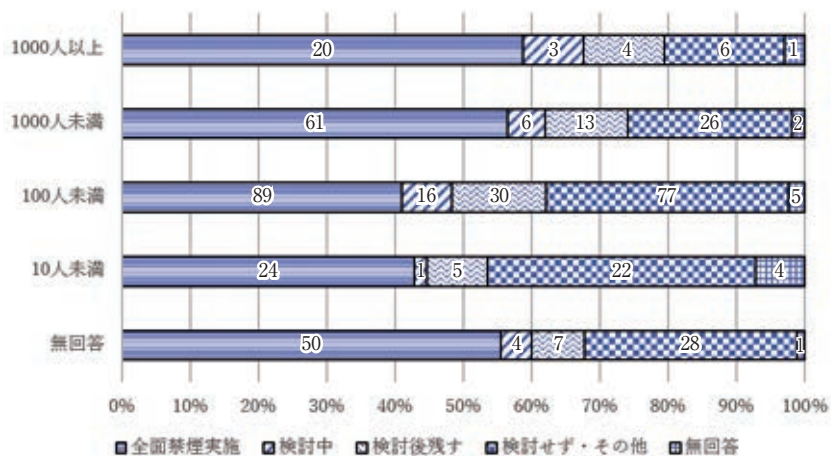


図 6. 敷地内禁煙の状況と1日の最大参拝者数 (概数)

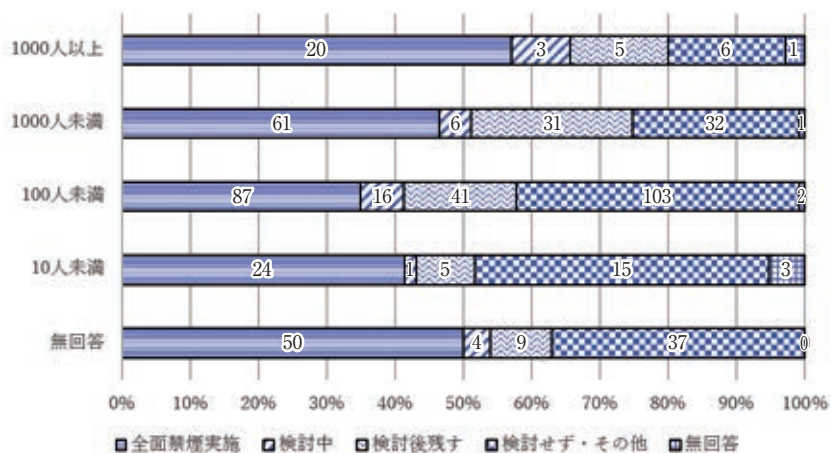


図 7. 屋内禁煙の状況と1日の最大参拝者数 (概数)

京都市の神社仏閣における受動喫煙対策に関する実態と課題：質問紙による全数調査を実施して

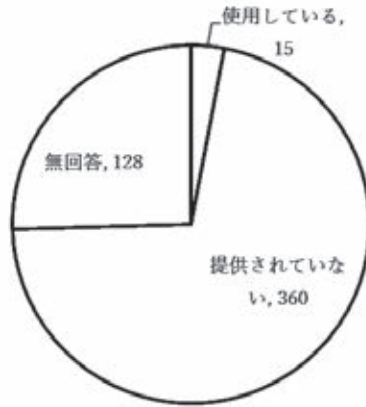


図 8. タバコ産業からの灰皿の提供の有無と使用について

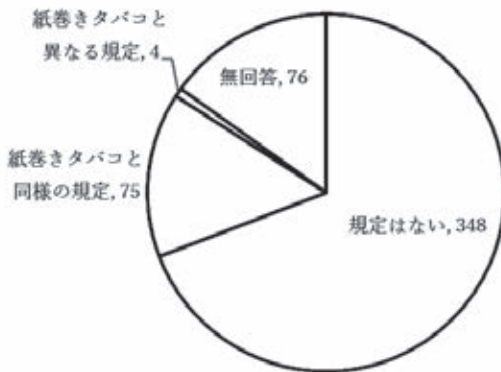


図 9. 加熱式タバコに関する規定の有無について

IV. 考察

本調査は2020年4月改正健康増進法が全面施行される半年前、また当初2020年夏に予定されていた東京オリンピック開催1年前の時期に行ったものである。

受動喫煙が健康に影響することを知っている施設は486施設(96.6%)であった。しかし、敷地内全面喫煙を実施済みまたは実施予定の施設は165施設(32.6%)、屋内禁煙においても実施済みまたは実施予定の施設は241施設(48.1%)であり、受動喫煙の健康への害があるという知識は普及しているが、全面禁煙が実施に至っていない施設が多くあった。本調査では調査の対象を観光寺社か一般寺社かの区別を行うことなく調査協力を求めため、回答施設が観光の対象となる施設かどうかは不明である。しかし、1日の最大訪問者数が10名を超えるような施設では一定数の喫煙者の訪問がある可能性があり、今回の回答施設のボリュームゾーンである10名以上100名未満の施設で禁煙に関する検討が行われていないこと、更に1日に100名以上の訪問者があり、その多くは観光施設を含むであろうと推察される施設においても屋内外の禁煙実施は半数程度であり、検討ののち喫煙所を残すと決定したところ、喫煙に関する検討を行っていない施設も多いことが分かった。健康増進法改正の成立に先駆け、2018年京都市は学校や病院、児童福祉施設等の「第一種施設」、「第二種施設」のうちの飲食店、旅客運送事業自動車等(バス・タクシー・鉄道)について、現在の受動喫煙防止対策の状況、法改正を踏まえた今後の予定等についての実態調査を実施している。民間である飲食店における今後の対応方針としては、屋内全面禁煙を予定するところは67.1%、屋内禁煙(喫煙室設置)4.4%となっている⁷⁾。岐阜県が本調査と時期が近い2020年1～2月に行った調査⁸⁾によると、屋内全面禁煙を実施している飲食店は64.7%、飲食店を除く理容店、美容店、宿泊施設、その他施設では70.9%であった。業種は異なるものの、京都市の寺社仏閣は京都市の公的私的サービス提供機関・事業所及び他市の事業所と比較しても受動喫煙に関する対策が不十分であることが推察された。近年加熱式タバコの利用者は増加の傾向にあり、灰皿を使用しない喫煙は喫煙管理をよ

京都市の神社仏閣における受動喫煙対策に関する実態と課題：質問紙による全数調査を実施して
り難しくすることが危惧される。回答施設のうち348施設（69.2%）が加熱式
タバコに対する規定がないと回答があった。加熱式タバコはタールの吸引が無いこと、PM2.5の飛散が無いことなどから紙巻タバコと比較して喫煙者や受動
喫煙を受ける者への健康被害が少なくなっていると販売元は説明を行う。しか
し、吸引内容物は明らかとなっていないこと、その人体への影響は未検証であ
ることなどから加熱式タバコ喫煙の容認を安易に行うべきではない、と同時に
非喫煙者への受動喫煙は防止しなければならない。新しいタバコ利用者が増加
傾向の時期にあつて、京都の観光施設でもある寺社仏閣は老若男女、様々な健
康状態の参拝者及び観光客が安全に訪問できるための環境整備が必要である。
宗教法人の所轄庁は法人所在地の都道府県となるため、行政からの喫煙に関す
る情報提供が行われることが必要であると考ええる。

2006年「観光立国推進基本法」が制定され、2008年に観光庁が発足した。観
光庁は観光業を「日本が力強い経済を取り戻すための重要な成長分野」と位置
づけ、「観光立国」「観光先進国」の実現は我が国において重要施策のひとつと
なっている。観光地としての魅力向上についての研究を進める笠間ら⁸⁾は、近
年では滞在型観光の促進や観光地における滞在時間の向上が課題となってい
ることを挙げ、それら向上のためには景観や空間（屋外公共空間）の質および機
能が重要であるとしている。調査結果からは屋外公共空間における「風景」や
「その観光地らしさ」といった要素が観光地の滞在時間に関連していること、
それは日本人よりも外国人観光客にみられることを示している。笠間らの研究
における屋外公共空間とは、「観光地の空間のうち、その土地の所有者に関わ
らず、その土地を訪れる観光客が一般的に利用することができる空間及びそ
から見通せる範囲」であるとしている。このとき、公共の所有する道路や公園、
広場はこれに含む一方、公共の所有でも一般的にアクセスすることができない
立ち入り制限区域等は含まない。また、企業や個人の所有する土地であっても、
自由に立ち入ることのできる敷地の部分はこれに含む、としている。観光地
における寺社仏閣は観光客が自由に立ち入ることのできる場所であり、屋外公共

空間として京都らしい景観とともに訪問者の受動喫煙のない質の高い空間であることが求められよう。

V. 結論

京都市内寺社仏閣は、健康増進法改正後も受動喫煙防止についての対策が十分でないことが推察された。寺社仏閣は訪問者が自由に立ち入ることができる場所であり、屋外公共空間として景観、衛生環境が整備されていることは、京都が観光地としてさらに評価を高めていくための一要因となると考えられる。禁煙・受動喫煙防止は全世界での保健における取り組みであり、京都は世界的な観光資源であることを踏まえ、訪問者の喫煙・受動喫煙のない質の高い空間であることが求められる。

参考文献

- 1) 吉見逸郎、中村正和。「たばこの煙と受動喫煙」『e-ヘルスネット』厚生労働省。
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/tobacco/t-05-004.html>（閲覧日2021年11月24日）
- 2) WHO, Tobacco. https://www.who.int/health-topics/tobacco#tab=tab_1.（閲覧日2021年11月24日）
- 3) 宍戸真梨。「受動喫煙対策の動向—わが国と海外の屋内公共施設における喫煙規制—」調査と情報（925），1-12, 2016-11-08.
- 4) 厚生労働省。健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）概要。（2018）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000345655.pdf>（閲覧日：2021年11月24日）
- 5) 京都市。京都市路上等の禁止等に関する条例について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000291969.html>（閲覧日：2021年11月24日）
- 6) 村上恵子。「観光地におけるたばこのばい捨ての実態とその対策—廿日市市宮島町での調査をもとに—」県立広島大学経営情報学部論集（10），129-139, 2017.
- 7) 京都市。「京都市「たばこ」に関する取り組みについて」
jp/templates/shingikai_kekka/cmsfiles/contents/0000249/249615（閲覧日：2021年1月20日）

京都市の神社仏閣における受動喫煙対策に関する実態と課題：質問紙による全数調査を実施して

- 8) 岐阜県。「受動喫煙対策に関するアンケート」に係る調査報告書
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/164913.pdf>（閲覧日：2021年11月24日）
- 9) 笠間 聡、松田泰明。「国内外の観光地での観光行動等に関するアンケート調査結果と考察—観光地の屋外公共空間の利用の観点から—」寒地土木月報 No. 797, 41-46, 2019.

<キーワード>

神社仏閣 受動喫煙防止 京都市 健康増進法改正